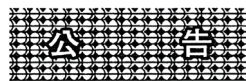


東筑摩郡朝日村	9月30日(木)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡朝日村大字古見1555番地1 朝日村役場
東筑摩郡山形村		午後1時から午後3時30分まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
上高井郡小布施町	10月4日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 北斎ホール 1階ロビー
上高井郡高山村	10月5日(火)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
千曲市のうち八幡、桑原、 稲荷山、森、倉科、生萱、 雨宮及び土口地区	10月7日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	千曲市杭瀬下2丁目1番地 千曲市役所向い 立体駐車場1階
千曲市のうち埴生、屋代 及び栗佐地区	10月8日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	

産業技術課



## 公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般一 27 第 17880 号	株式会社村上工務店	村上 友紀	木曾郡木曾町日義4800-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、とび・土工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年9月30日	令和2年8月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般一 27 第 25097 号	株式会社パイオ・ベース	遼野 晴夫	下伊那郡阿智村春日3071	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和2年12月28日	令和2年12月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 2 第 23924 号	株式会社柳原製粉機	日根 年治	長野市大字南長池412-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(機械器具設置工事業)の取消し	令和3年1月4日	令和2年12月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 18328 号	株式会社ソウワ	増澤 克巳	上伊那郡辰野町大字赤羽747-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	令和3年1月12日	令和2年12月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 27 第 21501 号	有限会社建装井川	井川 明男	須坂市大字須坂1092-133	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	令和3年1月13日	令和3年1月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 2 第 26062 号	本間興業	本間 信治	諏訪市湖南973-3レスコタケイ 301	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工事業)の取消し	令和3年1月13日	令和3年1月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 27 第 22926 号	有限会社渡辺組	渡邊 仁	小諸市大字御影新田2007-17	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年1月14日	令和2年12月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 19825 号	久保田板金工業所	久保田 幸夫	上田市長瀬2432-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業及び板金工事業)の取消し	令和3年1月15日	令和3年1月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28 第 18287 号	不動産企画株式会社	竹内 はるみ	上田市常磐城5-2-20	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、建築工事業、大工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和3年1月15日	令和3年1月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29 第 23765 号	株式会社マルイ	船田 徳道	東御市鞍掛字上平507	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年1月21日	令和2年12月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

般一 30 第 25772 号	金井建築	金井 旬也	佐久市小宮山 320-78	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(大 工工事業)の取消し	令和3年 1月21日	令和2年12月24日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1 第 23882 号	株式会社和建 組	高橋 和夫	長野市大字風間 字中河原15	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、石 工事業、屋根工事業、タ イル・れんが・ブロック工 事業、鋼構造物工事業、鉄 筋工事業、しゅんせつ工事 業、内装仕上工事業、水道 施設工事業及び解体工事 業)の取消し	令和3年 1月22日	令和3年1月14日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 1 第 22550 号	有限会社小出 住建	小出 宇市	長野市信更町氷 ノ田2434	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業)の取消し	令和3年 2月2日	令和3年1月28日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 29 第 2835 号	依田窪建設協 同組合	成澤 今朝 義	上田市御嶽堂 2465-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、建築工事業、と び・土工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装工事 業、しゅんせつ工事業、水 道施設工事業及び解体工 事業)の取消し	令和3年 2月2日	令和3年1月26日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一 29 第 1944 号	小池建設株式 会社	篤巢 宏臣	飯田市下久堅下 虎岩3089-2	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(管 工事業及び解体工事業)の 取消し	令和3年 2月2日	令和3年1月25日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 28 第 13940 号	双葉建築	笠原 俊比 古	諏訪郡富士見町 落合13487	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、屋 根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び内装 仕上工事業)の取消し	令和3年 2月4日	令和3年1月29日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
特一 29 第 21763 号	しなの土建有 限会社	村田 堅一	千曲市大字羽尾 1516-1	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(土 木工事業、建築工事業、と び・土工事業、管工事業、 舗装工事業、塗装工事業、 水道施設工事業及び解体 工事業)の取消し	令和3年 2月4日	令和3年1月26日付けで 建設業法第12条の規定に よる一般建設業許可に伴 う廃業の届出(全部)が ありこのことが建設業法 第29条第1項第5号に該 当する。
般一 27 第 13487 号	幸栄工業株式 会社	五味 基幸	長野市大字大豆 島1658-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、屋 根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び内装 仕上工事業)の取消し	令和3年 2月5日	令和3年2月2日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 30 第 23645 号	株式会社アジ ア工芸	工藤 弘之	北佐久郡軽井沢 町大字追分1532 -19	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(造 園工事業)の取消し	令和3年 2月9日	令和3年1月28日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。
般一 28 第 21717 号	牛山建設	牛山 原弘	松本市笹部1- 6-24	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、とび・土工事 業、石工事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、しゅん せつ工事業及び水道施設 工事業)の取消し	令和3年 2月12日	令和3年2月9日付けで 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第5号に 該当する。

般一 29 第 10305 号	池田工務店	池田 今朝 男	上田市蒼久保 1008-3	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業及び大工工事業) の取消し	令和3年 2月19日	令和3年2月16日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 30 第 22355 号	菊原建築	菊原 和博	南佐久郡南相木 村1913-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、 屋根工事業、タイル・れん が・ブロック工事業及び 内装仕上工事業)の取消 し	令和3年 2月19日	令和3年2月15日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 28 第 12111 号	株式会社美功	松井 源治	安曇野市穂高牧 179-10	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(土 木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、舗 装工事業、しゅんせつ工 事業及び水道施設工事業) の取消し	令和3年 2月22日	令和3年2月19日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 28 第 21711 号	有限会社深澤 建設	深澤 溢壽	安曇野市穂高 1476-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業、大工工事業、 屋根工事業、管工事業、 タイル・れんが・ブロッ ク工事業及び内装仕上工 事業)の取消し	令和3年 2月22日	令和3年2月18日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 31 第 25810 号	合同会社藤村 建築	藤村 正義	塩尻市大字宗賀 73-229	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業)の取消し	令和3年 2月24日	令和3年2月22日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 1 第 22543 号	小口建築	小口 真人	諏訪市杉菜池 2001-2	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(建 築工事業)の取消し	令和3年 2月25日	令和3年2月18日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 29 第 8036 号	株式会社久野 組	久野 秀男	下高井郡山ノ内 町大字戸狩字原 1027-6	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(塗 装工事業)の取消し	令和3年 3月1日	令和3年2月18日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (一部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 2 第 17638 号	株式会社サン 電工	白木 貴明	諏訪郡下諏訪町 社5-11	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(電 気工事業)の取消し	令和3年 3月2日	令和3年2月18日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (全部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 29 第 12773 号	株式会社カス ガ	春日 秀雄	上伊那郡箕輪町 大字三日町1576	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(消 防施設工事業)の取消し	令和3年 3月4日	令和3年2月24日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (一部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
特一 29 第 3100 号	長坂建設株式 会社	長坂 広明	千曲市大字稲荷 山7	建設業法第29条第1項の 規定による特定建設業(造 園工事業)の取消し	令和3年 3月8日	令和3年2月8日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (一部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。
般一 2 第 14985 号	有限会社信越 工業	森田 茂夫	小県郡長和町古 町411-3	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業(塗 装工事業)の取消し	令和3年 3月9日	令和3年3月1日付 けて建設業法第12条の 規定による廃業の届出 (一部)がありこのこと が建設業法第29条第1 項第5号に該当する。

般一 29第10233号	高寺工務店	高寺 初喜	上田市真田町本原2286	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和3年3月9日	令和3年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 1第12927号	株式会社藪内組	草間 俊明	松本市北深志2-4-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	令和3年3月12日	令和3年3月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 2第10924号	牛越組	牛越 文四郎	東筑摩郡生坂村大字東広津14686	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	令和3年3月17日	令和3年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 27第22966号	株式会社建築空間軽井沢	遠山 恒輔	北佐久郡軽井沢町大字長倉4881-17	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年3月22日	令和3年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28第25196号	鹿田建築	鹿田 春夫	千曲市大字新山635-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和3年3月23日	令和3年3月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 28第25203号	北澤設備	北澤 克敏	諏訪市大字豊田348 リバーサイドオオバヤシG110	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和3年3月24日	令和3年3月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 1第25862号	株式会社SEED	山田 冬輝	諏訪市大字豊田1225-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し	令和3年3月26日	令和3年3月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
般一 29第23335号	有限会社東和空調	月岡 匠	長野市大字大豆島字本郷前6051-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び管工事業)の取消し	令和3年3月26日	令和3年3月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び須坂都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和3年5月29日(土) 午前10時00分から
- (2) 開催場所 須坂市生涯学習センター 3階ホール(須坂市大字須坂747-イ)

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案  
 須坂都市計画区域区分の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から令和3年5月28日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画面に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から令和3年5月21日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県須坂建設事務所整備課、須坂市まちづくり課、小布施町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

(整理番号)

公 述 申 出 書

須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和3年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話 \_\_\_\_\_)

意見の要旨

---



---



---



---



---

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。

2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。

3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び長野都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和3年5月30日(日) 午後1時30分から

(2) 開催場所 長野市川中島支所 2階大会議室(長野市川中島町今井1756-1)

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

長野都市計画区域区分の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から令和3年5月28日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から令和3年5月21日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県長野建設事務所計画調査課、長野市都市政策課、長野市川中島支所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

(整理番号 )

公 述 申 出 書

長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案  
等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和3年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

下諏訪都市計画道路3・4・6号高木東山田線

下諏訪都市計画道路3・6・15号中央通和田峠線

## 2 都市計画を定める土地の区域

下諏訪都市計画道路3・4・6号高木東山田線

平成2年長野県告示第771号の土地の区域のうち諏訪郡下諏訪町字南城山、登水道、彦祖海道、向山、大口、宮ノ脇、滝口、山の神、梅ノ木、東照時、竹原、霧久保、地引平、相沢、北之平、オケ久保、山之神脇、上ノ段、武居、上ノ段、内久根、山の神上、神宣垣外、湯沢、御田林、五本松、檜林及び宮久保の各一部を変更し、諏訪郡下諏訪町字南城山、長久保、山田、火燈、小久保、大久保、秋葉山、寺平の各一部を追加する。

下諏訪都市計画道路3・6・15号中央通和田峠線

昭和47年長野県告示第733号の土地の区域のうち諏訪郡下諏訪町字内久根及び檜林の一部を変更する。

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、下諏訪町役場

## 4 縦覧期間

自 令和3年4月26日

至 令和3年5月26日

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画道路3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線

諏訪都市計画道路3・6・11号立石線

諏訪都市計画道路3・4・21号中央幹線

## 2 都市計画を定める土地の区域

諏訪都市計画道路3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線

昭和48年長野県告示第585号の土地の区域のうち諏訪市沖田町三丁目、沖田町四丁目、沖田町五丁目並びに大字中州字広通及び境通並びに大字四賀字庄の田通、均壺通、場中通、餅田通、六斗川跡、赤沼、伝次郎田通、中島、山ノ免、山ノ免通、角道下通、頭無通、寺家通、寺家、太夫久保、日影林道、沢久保、寺屋敷、中組、御曾儀、日影林及び赤羽久保並びに大字上諏訪字百合割、大久保、二久保、福沢日向、一時坂北、東若宮、鍛冶畑、横道上、唐沢口、山ノ神道下、田代、川越石、郷ノ沢、郷ノ洞及び鍛冶足の各一部を変更し、諏訪市大字四賀字砂田、姥捨、恵久保通、元山之神通及び曲坂通並びに大字上諏訪字二ノ久保ノ1、荻久保、北百姓地、北留場下、鎌倉、包葵久保山梨子、曾祖父久保、篠鉢、渡辺沢、上台見堂、恩田原、山口、中谷倉、菖蒲沢、雨明沢及び城山の各一部を追加する。

諏訪都市計画道路3・6・11号立石線

平成27年長野県告示第331号の土地の区域のうち諏訪市大字上諏訪字北百姓地、山ノ神道下、鎌倉、川越石及び田代の一部を変更し、諏訪市大字上諏訪字木留場下の一部を追加する。

諏訪都市計画道路3・4・21号中央幹線

諏訪市大字四賀字赤沼及び金子境通の一部を変更する。



- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、諏訪市役所
- 4 縦覧期間  
自 令和3年4月26日  
至 令和3年5月26日

都市・まちづくり課

**公告**

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第16条の規定により、次のとおり公告し、準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）を公衆の縦覧に供します。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画決定権者の名称  
長野県  
長野県知事 阿部 守一  
長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
- 2 事業予定者の氏名及び住所（事業予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
国土交通省関東地方整備局  
国土交通省 関東地方整備局長 土井 弘次  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
- 3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称  
諏訪都市計画道路3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線  
下諏訪都市計画道路3・4・6号高木東山田線
  - (2) 種類  
一般国道の改築
  - (3) 規模  
道路延長 約10.3km、車線数 4車線
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
諏訪市、諏訪郡下諏訪町
- 5 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町
- 6 準備書等の縦覧場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所整備課、岡谷市役所建設水道部都市計画課、諏訪市役所建設部都市計画課、茅野市役所都市建設部建設関連事業推進課、下諏訪町役場建設水道課及び国土交通省関東地方整備局長野国道事務所総務課	令和3年4月26日(月)から令和3年5月26日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) インターネットによる公表  
インターネットによる公表については、長野県建設部都市・まちづくり課のホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/toshi/>）及び長野県諏訪建設事務所のホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/suwaken/>）に掲載します。
- 7 意見書の提出  
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
  - (1) 意見書の提出期限  
令和3年6月9日(水)まで

前回の縦覧で令和3年4月20日(火)までにいただいた意見については、県もしくは市町から受領確認の連絡をさせていただきます。連絡がない場合は、お手数ですが改めてご提出をお願いします。

(2) 意見書の提出先

次のいずれかに提出してください。

- ア 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県庁7階  
長野県建設部都市・まちづくり課
- イ 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644番地10  
長野県諏訪建設事務所整備課
- ウ 〒394-8510 岡谷市幸町8番1号  
岡谷市役所建設水道部都市計画課
- エ 〒392-8511 諏訪市高島1丁目22番30号  
諏訪市役所建設部都市計画課
- オ 〒391-8501 茅野市塚原2丁目6番1号  
茅野市役所都市建設部建設関連事業推進課
- カ 〒393-8501 諏訪郡下諏訪町4613番地8  
下諏訪町役場建設水道課
- キ 〒380-0902 長野市鶴賀字中堰145  
国土交通省関東地方整備局  
長野国道事務所総務課

(3) 意見書の記載事項

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称（「諏訪都市計画道路3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書」と記載するものとします。）
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

都市・まちづくり課

公告

令和3年4月19日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

令和3年4月26日

長野県松本地域振興局長 草間 康 晴

農地整備課

公告

佐久市土地改良区の土地改良事業（四ヶ地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

令和3年4月26日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

- 土地改良事業の名称  
農山漁村地域整備交付金事業
- 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成24年7月4日
- 土地改良事業を行った者の名称  
佐久市土地改良区
- 事務所の所在地  
佐久市中込3056番地
- 工事着手年月日  
平成24年7月30日

- 6 工事完了年月日  
令和3年4月1日

農地整備課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。  
令和3年4月26日

長野県公安委員会

### 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

### 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月2日(水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	北佐久郡立科町大字芦田2522番地1 立科町中央公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名
6月9日(水)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047番地 穂高会館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名
6月23日(水)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條2333番地1 阿南町町民会館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	40名

### 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

### 4 受講手続

#### (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

#### (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

#### (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

### 5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和3年4月26日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月22日(火)	午前10時から 午後6時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。（所要時間60分）
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月26日

長野県警察本部長 安田浩己

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

交通基本情報管理システム一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

## (1) 申請書の入手

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019\\_2020\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html)

## (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

## (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026 (235) 7079

## 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県警察本部交通部交通企画課  
電話 026 (233) 0110 内線 5041

## 5 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月7日(月) 午後1時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和3年6月4日(金) 午後5時  
イ 提出場所 長野県警察本部 専用郵便番号 380-8510  
長野県警察本部交通部交通企画課

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を令和3年5月17日(月)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

A set of Traffic Information Management System

(2) Lease Duration:

From December 1, 2021 until November 30, 2026

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender ;

Description/conditions/and other inquiries:

Traffic Planning Division, Traffic Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters,

692-2 Habashita, minaminagano, Nagano City

TEL: 026-233-0110 Ext. 5041

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30 p.m., June 7, 2021

Place: Bid room, Nagano Prefectural government West annex

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., June 4, 2021

Place: Traffic Planning Division, Traffic Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

交通企画課